

議案第 18 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ 200 円」を「1 人につき 200 円」に改め、「、その他の扶養親族については 1 人につき 167 円を」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに同月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適

用日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

(公務災害補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の市川市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく公務災害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。)(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)並びに旧条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(平成19年4月分以後の月分に限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

## 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額の加算額のうち、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。